令和８年度学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業について

学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業を下記のとおり実施いたしました。

学校名	対象	期間
狛江第一小学校	第３学年３学級	令和８年 11 月 11 日～12 日
狛江第一中学校	第３学年１学級	令和８年９月 16 日～18 日
和泉小学校	第１学年１学級	令和８年９月 15 日～17 日
狛江第一小学校	第５学年１学級	令和８年９月 10 日～11 日

理由は、いずれも「インフルエンザ様疾患等による体調不良の症状を有する者が複数確認されたため。」です。